

産業未来共創事業に係る主な法令手続き一覧

鳥取県立地戦略課

1. 設備投資に伴う土地造成を検討する段階

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
開発区域が1ha以上の開発事業を検討しているとき 一団の土地について、土地の区画形質の変更を行う事業	鳥取県開発事業 指導要綱	協議・打合せ 開発事業を行う前に、 <u>あらかじめ</u> 協議が必要	鳥取県 まちづくり課 電話0857-26-7363 〔参考〕 ・開発事業指導要綱 県まちづくり課HP HP https://www.pref.tottori.lg.jp/47884.htm
環境への影響が大きい（おそれのある）大規模な工場を建設するとき 大規模な工場（排ガス量4万立米/時以上、排水量1万立米/日）の新增設や大規模な土地造成（75ヘクタール以上）等に係る環境アセスメント	環境影響評価法 鳥取県環境影響 評価条例	計画段階環境配慮書等の送付、公告・縦覧、住民説明会ほか・事業計画の構想段階から工事着手まで ※各種許認可の前に手続きが必要です。また、手続きには数年を要し、終了まで工事着手できません。	鳥取県 環境立県推進課 電話0857-26-7876 〔参考〕 ・環境影響評価 県環境立県推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/17854.htm

2. 土地を取得する（した）段階

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
一定規模以上の用地を取得したとき 下記に該当する土地の売買等の契約 ・市街化区域…2,000㎡以上 ・市街化区域以外の都市計画区域…5,000㎡以上 ・都市計画区域外…10,000㎡以上	国土利用計画法	届出 契約を結んだ日から <u>2週間以内</u> に届出が必要	各市町村 〔参考〕 ・土地売買等の届出 県まちづくり課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/47882.htm
森林を取得したとき 地域森林計画の対象民有林の土地取得	森林法	届出 所有者となった日から <u>90日以内</u> に届出が必要 国土利用計画法第23条第1項の規定による届出を行った場合は不要	各市町村 〔参考〕 ・森林の土地の届出制度 県林政企画課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/item/660968.htm

3. 土地に対して造成等を行う段階

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
一定規模の土地において、 道路や水路を新設・廃止して土地区画を変更するとき、盛土・切土をするとき 3,000㎡以上の土地の形質変更	土壤汚染対策法	届出 変更着手の <u>30日前</u> までに	○鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8094） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（水環境保全課 電話0857-26-7197 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9350） 〔参考〕 ・要措置区域等の指定状況について 鳥取市環境保全課HP http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1204179622180/index.html ・土壌環境 県水環境保全課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/34667.htm
廃棄物が地中にある地域（最右欄のHP参照）で事業を行うとき 廃棄物最終処分場跡地指定区域の土地の掘削およびその他の土地の形質の変更	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	届出 土地の形質変更に着手する日の <u>30日前</u> までに届出が必要	○鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8093） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3278 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9351） 〔参考〕・跡地指定について 県循環型社会推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/192742.htm

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か		関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
道路や水路を新設・廃止して土地区画を変更するとき、盛土・切土をするとき 一定規模以上の開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する土地の区画形質の変更		都市計画法 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例	許可申請 事前申請 が必要	○各特例市・事務処理市町村 鳥取市、米子市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町 ○上記以外の地域 鳥取県 （東部建築住宅事務所 電話0859-20-3649 西部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話0859-31-9753 八頭県土整備事務所維持管理課 電話0858-72-3857 日野振興センター日野県土整備局維持管理課 電話0859-72-2046） 〔参考〕 ・都市計画法に基づく開発許可制度 県まちづくり課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/47886.htm
農地だったところで事業を行うとき	農用地等以外の用途に供することを目的に、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農業振興地域整備計画の変更 ※市町村計画の変更は、県知事の同意が必要	農業振興地域の整備に関する法律	申出 ・通常、 農地転用許可申請前 ・市町村により申出期間の設定あり（○月まで、△月まで等）	各市町村 （農業振興担当部局） ※連絡先は各市町村HPをご確認ください。
	農地を農地以外のものに転用するもの	農地法	許可申請 工事着手前 に申請が必要	各市町村農業委員会 ※連絡先は各市町村農業委員会HPをご確認ください。
	市街化区域内の農地を転用するもの		届出 工事着手前 に届出が必要	
森林で事業を行うとき	地域森林計画の対象民有林（保安林及び保安施設地区を除く）における開発行為（当該土地における土地の形質の変更が 1ha（太陽光発電の設置を目的とするものは0.5ha）を超えるもの ）	森林法 鳥取県林地開発条例	許可申請 工事着手前 に申請が必要	鳥取県 （東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 電話0858-72-3817 中部総合事務所農林局林業振興課 電話0858-23-3179 西部総合事務所農林局農林業振興課 電話0859-31-9675 日野振興センター日野振興局農林業振興課 電話0859-72-2017） 〔参考〕 ・鳥取県林地開発条例 県森林づくり推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/100825.htm
	地域森林計画の対象民有林（保安林及び保安施設地区を除く）における開発行為（当該土地における立木の伐採面積が 1ha（太陽光発電の設置を目的とするものは0.5ha）以下のもの ）	森林法	届出 伐採を開始する 30～90日前 までの間に届出が必要 報告 伐採を完了した日から 30日以内	各市町村 〔参考〕 ・伐採時の市町村長への届出 県林政企画課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/100729.htm
	保安林を含む森林内の開発に係る保安林指定の解除	森林法	解除申請 工事等の着手前に 事前相談・申請 が必要	鳥取県 （東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 電話0858-72-3817 中部総合事務所農林局林業振興課 電話0858-23-3179 西部総合事務所農林局農林業振興課 電話0859-31-9675 日野振興センター日野振興局農林業振興課 電話0859-72-2017） 〔参考〕 ・保安林制度 県森林づくり推進課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/100822.htm

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
国立公園・国定公園・県立自然公園内の敷地で事業を行うとき 指定地域（ 特別地区 ）内における建築物の新築や土地造成等 指定地域（ 普通地区 ）内における建築物の新築や土地造成等	自然公園法	許可申請 工事着手前 に申請が必要 届出 工事等着手前 に届出が必要	鳥取県 （自然共生課 電話0857-26-7200 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3149 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9320 日野振興センター日野振興局 地域振興課 電話0859-72-2081） 〔参考〕 ・自然公園 県自然共生課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/45320.htm
自然環境保全地域（最右欄のHPを参照）で事業を行うとき 指定地域（ 特別地区 ）内における建築物の新築や土地造成等 指定地域（ 普通地区 ）内における建築物の新築や土地造成等	県自然環境保全条例	許可申請 工事着手前 に申請が必要 届出 工事等着手前 に届出が必要	
鳥獣保護区特別保護地区で事業を行うとき 指定地域内における水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	許可申請 工事着手前 に申請が必要	
石器・土器・遺跡が以前発掘された場所で事業を行うとき 周知の埋蔵文化財包蔵地で行う土木工事等の実施 石器・土器・遺跡を見つけたとき 工事中に遺跡と認められるものを発見した場合の保護措置	文化財保護法	届出 着手60日前 までに届出が必要 届出 発見時、遅滞なく	各市町村教育委員会 〔参考〕 ・鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準 県文化財課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/255492.htm
廃棄物が地中にある地域（最右欄のHP参照）で事業を行うとき 廃棄物最終処分場跡地指定区域の土地の掘削およびその他の土地の形質の変更	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	届出 土地の形質変更に着手する日の 30日前 までに届出が必要	○鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8093） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3278 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9350） 〔参考〕 ・跡地指定について 県循環型社会推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/192742.htm

4. 事業内容を検討する段階

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
地下水を採取するとき 揚水設備（吐出口の断面積が14平方センチメートルを超えるもの）を用いた地下水の採取	とつとりの豊か で良質な地下水の 保全及び持続 的な利用に関する 条例	届出 影響調査実施の 60日前 までに 地下水採取の 60日前 までに	鳥取県 （水環境保全課 電話0857-26-7197 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3151 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-31-9350） 〔参考〕 ・地下水条例について 県水環境保全課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/207896.htm
悪臭防止法の規制地域内（最右欄のHP参照）で事業を行うとき	悪臭防止法	遵守 （申請、届出は特になし） 規制地域における規制基準（敷地境界線、気体排出口、排水水）の遵守	〔参考〕 ・騒音・振動・悪臭規制地域 県環境立県推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34564
星空保全地域内に屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具、広告物照明器具を設置する場合	鳥取県星空保全条例	遵守 （申請、届出は特になし） 星空保全地域における星空保全照明基準の遵守	鳥取県 環境立県推進課 電話0857-26-7409 〔参考〕 ・星空保全地域 県環境立県推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/291277.htm

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か		関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
食品に関する事業（製造、販売等）を開始するとき、 （既に開始している方で）増改築、移転、廃止等をするとき		食品衛生法	許可申請 営業開始の10日以上前 までに ※許可業種が対象 届出 営業開始前 までに ※許可業種に該当しない場合でも、届出不要業種を除き、営業届出の提出が必要	○県東部地区（鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町）に係るもの 鳥取市保健所（生活安全課 電話0857-30-8552） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（中部総合事務所倉吉保健所 生活安全課 電話0858-23-3117 西部総合事務所米子保健所 生活安全課 電話0859-31-9321） 〔参考〕食品関係営業許可の手引き 県くらしの安心推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/44576.htm
産業廃棄物の収集運搬を行う事業を実施するとき 事業所から出るごみ（燃え殻、汚泥・金属くず等）に関する事業	積替え保管を行わないもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	許可申請 事業開始前 に許可の取得が必要	○ 鳥取市区域内のみに係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8093） ○ 上記以外の区域に係るもの 鳥取県（循環型社会推進課 電話0857-26-7674 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3278 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9323） 〔参考〕 ・産業廃棄物処理業等の許可申請・届出 鳥取市環境保全課 H P https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1523427830180/index.html ・産業廃棄物処理業等の許可申請・届出 県循環型社会推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/273800.htm
	積替え保管を行うもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	①事業計画書提出 許可申請前 に条例手続終了が必要 ②許可申請 事業開始前 に許可の取得が必要	
産業廃棄物の処分を行う事業を実施するとき 事業所から出るごみ（燃え殻、汚泥・金属くず等）に関する事業	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（※）を設置するとき ※自家処理も含む一定規模以上の処理施設の設置を行う場合	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	①事業計画書提出 許可申請前 に条例手続終了が必要 ②許可申請 事業開始前 に許可の取得が必要	○ 鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8093） ○ 上記以外の区域に係るもの 鳥取県（中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3278 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9351） 〔参考〕 ・産業廃棄物処理業等の許可申請・届出 鳥取市環境保全課 H P https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1523427830180/index.html ・産業廃棄物処理業等の許可申請・届出 県循環型社会推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/273800.htm
一般廃棄物の収集運搬や処分を行う事業を行うとき 家庭等から出るごみに関する事業		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	許可申請 事業開始前 に許可の取得が必要	

5. 建屋を建設したり設備を導入する段階

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か		関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
自然環境保全 地域（最右欄 のHPを参照） で事業を行う とき	指定地域（特別地区）内における建築物の新築や土地造成等	県自然環境保全 条例	許可申請 <u>工事着手前</u> に申請が必要	鳥取県（自然共生課 電話0857-26-7200 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3149 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9320 日野振興センター日野振興局 地域振興課 電話0859-72-2081） 〔参考〕 ・自然公園 県自然共生課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/45320.htm
	指定地域（普通地区）内における建築物の新築や土地造成等		届出 <u>工事等着手前</u> に届出が必要	
国立公園・国 定公園・県立 自然公園内の 敷地で事業を 行うとき	指定地域（特別地区）内における建築物の新築や土地造成等	自然公園法	許可申請 <u>工事着手前</u> に申請が必要	
	指定地域（普通地区）内における建築物の新築や土地造成等		届出 <u>工事等着手前</u> に届出が必要	
鳥獣保護区特 別保護地区で 事業を行うと き	指定地域内における建築物の新築等	鳥獣の保護及び 管理並びに狩猟 の適正化に関す る法律	許可申請 <u>工事着手前</u> に申請が必要	
一定規模以上の工場建屋・屋外プラントを 新築・増改築するとき 以下に該当する工場の新增設 ・敷地面積9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上の製造業等、 電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係 る工場（水力・地熱・太陽光発電所を除 く）・一定面積率以上の緑地・環境施設の 整備		工場立地法	届出 <u>着工の90日前</u> までに届出が必要	各市町村 〔参考〕 ・工場立地法の届出 県立地戦略課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/99347.htm
一定規模以上 の建築物を新 築・増改築す るとき	以下に該当する建築物 ①特殊建築物：その用途に 供する部分の床面積の 合計が200㎡超のもの ②木造建築物：3以上の 階数を有し、又は延べ 面積500㎡、高さ13m もしくは軒の高さ9m超 のもの ③木造以外の建築物： 2以上の階数を有し、 又は延べ面積200㎡ 超のもの ④①～③以外の建築物 で都市計画区域等、 又は知事の指定区域に 係る建築物	建築基準法	建築確認申請 <u>工事着手前</u> に提出が必要	○鳥取市（建築指導課 電話0857-30-8361） ○米子市（建築相談課 電話0859-23-5236） ○倉吉市（建築住宅課 電話0858-22-8175） ○境港市（建築営繕課 電話0859-47-1062） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県 （東部建築住宅事務所 電話0857-20-3648 中部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話0858-23-3235 西部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話0859-31-9753） ※全国の指定確認検査機関への申請でも可 〔参考〕 ・県内特定行政庁 県住宅政策課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47366
	以下に該当する建設工事 ・建築物の解体工事：床面 積80㎡以上 ・建築物の新築・増築：床 面積500㎡以上 ・建築物のリフォーム等： 工事金額1億円以上		建設リサイクル 法 届出 <u>工事着手の7日前</u> までに届出が必要	○鳥取市（建築指導課 電話0857-30-8362） ○米子市（建築相談課 電話0859-23-5238） ○倉吉市（建築住宅課 電話0858-22-8175） ○境港市（建築営繕課 電話0859-47-1062） ※建築基準法第6条第1項第4号物件 ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県 （東部建築住宅事務所 電話0857-20-3649 中部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話0858-23-3235 西部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話0859-31-9753） 〔参考〕 ・届出窓口一覧 県技術企画課HP https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=46699

どんなことをする（した）際に、手続きが必要か		関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
一定規模以上の建築物を新築・増改築するとき	以下に該当する建設工事 ・ 其他土木工事等：工事金額500万円以上	建設リサイクル法	届出 工事着手の7日前までに届出が必要	○鳥取市（都市企画課 電話0857-30-8322） ○米子市（建築相談課 電話0859-23-5238） ○倉吉市（建築住宅課 電話0858-22-8175） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県 （鳥取県土整備事務所維持管理課 電話0857-20-3604 八頭県土整備事務所維持管理課 電話0858-72-3859 中部総合事務所県土整備局維持管理課 電話0858-23-3217 西部総合事務所米子県土整備局維持管理課 電話0859-31-9763 日野振興センター日野県土整備局維持管理課 電話0859-72-2047） 〔参考〕 ・届出窓口一覧 県技術企画課ＨＰ https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=46699
建築物等の解体、リフォームなどの工事を行うとき アスベストが使用されている建築物の解体や補修を行うとき		大気汚染防止法 石綿健康被害防止条例	①石綿に係る事前調査（建築物等の解体、改造、補修） ②事前調査結果の報告（石綿の有無に関わらず報告） ・建築物の解体工事で、床面積100m²以上の場合 ・建築物又は工作物の改造・補修工事で、請負金額が100万円以上の場合 ・平成8年までに建築された耐火建築物を解体する場合。 ③作業実施の届出（作業開始の14日前まで） ・特定粉じん排出等作業実施届出（吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材）を除去等する場合。 ・県届出対象特定工事実施届（石綿成形板等が使用された建築物等の解体、改造、補修）の実施の届出 ④石綿の処理予定量等の届出（石綿が使用された建築物等の解体、改造、補修） ①について： ②～④の報告又は届出の必要性の有無を判断するために事前に実施 ②～④について： 報告又は届出 作業開始の14日前まで	○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8094） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（環境立県推進課 電話0857-26-7206 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9350） 〔参考〕 ・石綿（アスベスト）が使用された建築物等の解体等を行うとき 鳥取市環境保全課ＨＰ https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1520330552831/index.html ・石綿（アスベスト）対策 県環境立県推進課ＨＰ https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424
人体や環境に対して有害な（おそれのある）物質を含んだ汚水を排出する施設や、有害物質の貯蔵施設を建設するとき（公共用水域に排水する場合）		水質汚濁防止法 鳥取県公害防止条例	届出 工事着手の60日前までに	○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8094） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（水環境保全課 電話0857-26-7197 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9322） 〔参考〕 ・水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例（水質関係）に基づく届出 鳥取市環境保全課ＨＰ http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190854364312/index.html ・条例 県水環境保全課ＨＰ https://www.pref.tottori.lg.jp/20361.htm

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
ばい煙の発生する施設を建設するとき ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出 施設、一般粉じん発生施設等の設置等	大気汚染防止法 鳥取県公害防止 条例	届出 <u>工事着手の60日前までに</u>	○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8094） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（環境立県推進課 電話0857-26-7206 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9322） 〔参考〕 ・大気汚染防止法に関する手続き 鳥取市環境保全課 H P http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1534137602390/index.html ・大気汚染防止 県環境立県推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/20415.htm
浄化槽（トイレや台所等の排水の処理装 置）を設置するとき	浄化槽法	届出 <u>設置工事着手の21日前まで</u> （型式認 定浄化槽の場合は10日前まで） ※建築確認申請時に必要書類を添付 した場合は届出不要	○県東部の区域に係るもの 各市町 ○県中部の区域に係るもの ア 三朝町を除く区域：各市町 イ 三朝町：県中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3278 ○県西部の区域に係るもの ア 米子市、境港市及び日野町：各市町 イ ア以外の区域：県西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9322 〔参考〕 ・浄化槽に関する各種手続き 県水環境保全課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/34542.htm
騒音や振動を発生させる設備（プレス機、 送風機、印刷機等）を設置するとき	騒音規制法 鳥取県公害防止 条例 振動規制法	届出 <u>工事着手の30日前までに</u> 届出 <u>工事着手の30日前までに</u>	各市町村 〔参考〕 ・各市町村のお問合せ先 県環境立県推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154821
ばい煙や騒音、振動、汚水の発生する設備 を備えた工場を設置するとき 特定施設（ばい煙や騒音等の発生する工場 等）の設置に伴う公害防止管理者等の選定	特定工場におけ る公害防止組織 の整備に関する 法律	届出 <u>選定等から30日以内</u>	○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8094） ※一部施設の届出先は各町 ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（環境立県推進課 電話0857-26-7206 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9350） ※一部施設の届出先は各町 〔参考〕 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出 鳥取市環境保全課 H P https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1190853292501/index.html ・公害防止管理者等 県環境立県推進課 H P https://www.pref.tottori.lg.jp/248796.htm

どんなことをする（した）際に、 手続きが必要か	関係する法令	必要な手続きとその時期	窓口等
ダイオキシン類を含むばい煙・汚水を排出 する設備を設置するとき	ダイオキシン類 対策特別措置法	届出 工事着手の60日前までに	○鳥取市及び岩美町、八頭町、智頭町、若桜町の区域に係るもの 鳥取市（環境保全課 電話0857-30-8094） ○上記以外の区域に係るもの 鳥取県（環境立県推進課 電話0857-26-7206 中部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0858-23-3150 西部総合事務所環境建築局 環境・循環推進課 電話0859-31-9350） 〔参考〕 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設について 鳥取市環境保全課ＨＰ https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1520330386134/index.html ・ダイオキシン 県環境立県推進課ＨＰ https://www.pref.tottori.lg.jp/20423.htm